

商品概要説明書 【無利息型普通預金】

2019年4月1日現在

1. 商品名	・無利息型普通預金
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	・利息はつきません。
7. 税金	・利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただく場合があります。(詳しくは「 かわしんの手数料のご案内 」をご覧ください。)
9. 付加できる 特約事項	・個人のお客さま(未成年者は除きます。)は総合口座の取扱いにより、総合口座の定期預金(期間3ヵ月以上の自動継続に限ります。)を担保に当座貸越をご利用いただけます。 *貸越限度額は担保定期預金の合計額の90%、ただし最高限度額は350万円。 *貸越利率は担保定期預金の約定利率(※)に年0.5%を上乗せした利率。 (※ 期日指定定期預金の場合は「2年以上」の約定利率)
10. 預金保険の 適用	・預金保険制度により全額保護されます。
11. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日(土・日・祝日及び12/31～1/3を除く)に営業店またはリスク統括部(午前9時～午後5時、電話番号:0120-119-034)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話番号:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話番号:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話番号:03-3581-2249)、神奈川県弁護士会(電話番号:045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日(土・日・祝日及び12/31～1/3を除く)に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話番号:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話番号:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
12. その他参考となるべき事項	・公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。